

## 第2部 国民に大損をさせる

### 2-1 特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮

特定供給者とは太陽光発電業者の事です。

「この法律の施行の日から起算して3年間を限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。」この通りであれば、国民の負担は軽微であったはずですが3年間で国民負担を終わらせない様に、証拠からあらかじめ「この世に存在しない法人・個人」に儲かる認定を次々に内閣（政府）が与え続けているからです。

### 2-2 儲かる特定供給者（発電事業者）になる条件

売電資格の法の仕組みは、初年度の告示<sup>※1</sup>、最終改正（H27.1.22）の告示<sup>※2</sup>、認定申請時点の再エネ特措法<sup>※3</sup>、認定申請時点の再エネ特措法施行規則<sup>※4</sup>、改正電気事業法<sup>※5</sup>、H27.11.6のガイドライン<sup>※6</sup>等々で規定されていますので後述します。

国民に大損をさせている原因は、告示<sup>※1</sup>、告示<sup>※2</sup>により認定を与える権利は政府（内閣）であり、安倍内閣が、認定情報を嚴重な不開示として国民の目が見えないところで、あらかじめ「この世に存在しない法人・個人」等に対して、儲かる認定（利権）を与え続けていることです。（私は元自民党員であり、野党の考えは今も支持できない者ですが、今の自民党は腐敗にまみれてウンザリしています。特に電力行政は、内閣と行政が二重人格で、悪貨は良貨を駆逐しています（証拠を掲げて後述します）。

法に基づく報告徴収で、悪徳業者の認定を取り消して正義を貫こうとする行政に対し、政府（内閣）は、特別扱いで「この世に存在しない法人・個人」に儲かる認定（利権）を与えた悪徳特権階級の認定を取り消されない様に手書きで「経済産業省」と書いて（案）と印刷した法に基づかない報告徴収で救済しています。

後述の「報告徴収」対「経済産業省（案）報告徴収」という国と国との争いのクライマックスの見どころです。一部手書きの「経済産業省（案）報告徴収」が通用しなければ、裏口認定業者は一掃されるはずですが、知能犯的なものが悪徳特権階級を認定失効から救済しようと上手に書いているので、読み解きにくいところですが、一緒に考えていただきたいところです。

国民にとっては、見えないところで特別扱いされた「この世に存在しない法人・個人」が会社設立された瞬間に都合よく儲かる認定を受けて出現したことになります。生まれながらの特権階級が太陽光発電で発電した電気を九電等を買取らせて、九電等は電気を利用した全

国民に対して「再エネ賦課金」を電気料金と共に強制負担させています。ここが義憤に駆られるところです。

ア 認定日時点で「この世に生まれていない法人・個人」は認定申請書を書けないので、認定申請日時点の調達価格（売電単価）で電気を売ることができません。この常識が安倍一強には通用しません。

イ 認定日当時の**告示**<sup>※1</sup>の内容から以下の必ず「**Aの行為**」及び「**Bの行為**」のうち「**いずれか遅い方の行為**」が成就（出来上がること。成し遂げること。）した時点で、売電単価が決定します。そして売電期間は20年間です。

**Aの行為**：「**告示**」<sup>※1</sup>売電単価が40円の場合は、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの間において、特に**発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所等の内容を書いた「接続契約申込書**」を電力会社に受領させる行為の成就。

**Bの行為**の【**認定手続**】<sup>※2</sup>の重要な規定（脚注※2「再エネ特措法施行規則第7条第2項第4号の抜粋」）は以下の通りです。

あらかじめ、当該設置につき当該太陽光発電設備を設置するそれぞれの設置場所について所有権その他の使用の権原を有する者の承諾を得ていることを証明する書類

**Bの行為**の【**認定基準**】<sup>※3</sup>の重要な規定（脚注※3「再エネ特措法施行規則第8条第1項第4号の抜粋」）は以下の通りです。

二 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。

特に場所が、農地や1ヘクタール以上の森林の場合、法に基づく報告徴収（全19枚）の6枚目裏面に以下の**必要書類**の提出が求められています。

□ (2) 行政処分庁の許認可等の手続が未了であるため

**必要書類**：行政処分庁への申請書の写し

(例) 農地転用許可手続が未了の場合は、当該農地転用許可申請書の写し  
 林地開発許可手続が未了の場合は、当該林地開発許可申請書の写し

太陽光発電設備は、農地や1ha以上の森林に建てる時は都道府県（行政処分庁）に農地転用許可申請手続き或いは林地開発許可申請手続きをして許可を得なければ、設置する場所が決定しません。

以下は、資源エネルギー庁：令和2年11月17日：2050年カーボンニュートラルの実現に向けて検討の105頁の資料。最上段に事業用太陽光（10kw以上）（売電期間20年間）の調達価格（売電単価）の推移。先着優先で年度を経るごとに調達価格＝売電単価が安くなるのが分かります。

**FIT制度における各電源の調達価格の推移**

太陽光・風力は、コスト動向を踏まえて**調達価格の低減が進むものの、地熱・中小水力・バイオマス**はFIT制度開始以降、**おおむね据え置き**となっている。

電源 【調達期間】	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	価格目標
事業用太陽光 (10kW以上) 【20年】	40円	36円	32円	29円※1 27円※1 ※17/1～(利益配分期間終了後)	24円	入札制 (2,000kW以上)		入札制 (500kW以上)	入札制 (250kW以上)		7円 (2025年)
						21円 (10kW以上 2,000kW未満)	18円 (10kW以上 2,000kW未満)	14円 (10kW以上 500kW未満)			
									13円※2 (10kW以上 50kW未満)		

通常の発電事業者は、必ず「Aの行為」及び「Bの行為」のうち「いずれか遅い方の行為」が成就した時点で、売電単価が決定します。

内閣（政府）から、会社設立前に認定日だけを与えられたとしても、「Aの行為」及び「Bの行為」のうち「いずれか遅い方の行為」が成就していなければ、特定供給者（太陽光発電事業者）として発電した電気の調達価格（売電単価）が決まっていなことになる、発電した電気を九電等へ売電して儲けることはできない。

以下の設立日と認定日を比べれば、設立日の前に、認定が与えられていたことが分かります。



法人格がないのに認定!?

番号	認定ID	H24年度～H28年度に九州全県で認定を受けた500kW以上の開示リストに認定がないもの。前件HPで確認			再エネ発電事業者名	設立日	認定日	売電単価(税抜)	認定発電出力(kW)
1	A776443H42	運転開始前	今後負担発生	認定無し	久島みらいエネルギー合同会社	H29.12.25	H25.3.27	40円	400,000.0
2	A892254H46	運転開始前	今後負担発生	認定無し	SEJ IV合同会社	H30.1.15	H26.3.12	36円	80,000.0
3	A764671H46	.	国民負担中	認定無し	鹿屋大崎ソーラーヒルズ合同会社	H26.5.27	H25.3.15	40円	75,640.0
4	A678804H46	20-40%	国民負担中	認定無し	鹿児島メガソーラー発電株式会社	H24.7.10	H24.7.6	40円	70,000.0
5	A742058H45	0-20%	国民負担中	認定無し	パシフィコ・エナジー細江合同会社	H30.6.20	H25.1.25	40円	63,000.0
6	A733544H44	開示不同意	国民負担中	認定無し	大分メガソーラー合同会社	H28.12.26	G24.12.18	40円	61,000.0

法人設立前に認定された業者がこんなにか...

上記1位から6位の実名は、資源エネルギー庁の事業計画認定情報で公表されています。

九州電力管内大出力順									
出力順位	認定ID	H24年度～H28年度に九州全県で認定を受けた500kW以上のリストに認定がないもの		再エネ発電事業者名	設立日	認定日	認定日が設立日より前日及び虚偽報告は裏口認定と明記	売電単価(税抜)	20年間の再エネ賦課金の総額(売電総額)
1	A776443H42	今後負担発生	認定無し	久島みらいエネルギー合同会社	H29.12.25	H25.3.27	裏口認定	40円	4,792億円
2	A892254H46	今後負担発生	認定無し	SEJ IV合同会社	H30.1.15	H26.3.12	裏口認定	36円	846億円
3	A764671H46	国民負担中	認定無し	鹿屋大崎ソーラーヒルズ合同会社	H26.5.27	H25.3.15	裏口認定	40円	1,000億円
4	A678804H46	国民負担中	認定無し	鹿児島メガソーラー発電株式会社	H24.7.10	H24.7.6	裏口認定	40円	716億円
5	A742058H45	国民負担中	認定無し	パシフィコ・エナジー細江合同会社	H30.6.20	H25.1.25	裏口認定	40円	962億円
6	A733544H44	国民負担中	認定無し	大分メガソーラー合同会社	H28.12.26	H24.12.18	裏口認定	40円	820億円

この世に存在しない人格は常識的に「**Aの行為**」及び「**Bの行為**」を成就させることはできないので、売電資格を持つことはできないはずですが、内閣（政府）から特別扱いされて認定日時点でこの世に存在しない特権階級に対しては、手続きを行うこともなく、裏口認定日を受けて有利な売電単価で売電し、売電することができる社会になっています。裏口認定日を受けた会社の利益を国民が負担しなければなりません。義憤を感じるどころです。

出力 順位	認定ID	H24年度～H28年度に九州全 県で認定を受けた500kw以 上のリストに認定がないも の		再エネ発電 事業者名	設立日	認定日	認定日が設立 日より前日及 び虚偽報告は 裏口認定と明 記	売電単価 (税抜)	20年間の再エネ賦 課金の総額 (売電総額)
1	A776443H42	今後負担発生	認定無し	宇久島みらいエネルギー 合同会社	H29. 12. 25	H25. 3. 27	裏口認定	40円	4,792億円
3	A764671H46	国民負担中	認定無し	鹿屋大崎ソーラーヒルズ 合同会社	H26. 5. 27	H25. 3. 15	裏口認定	40円	1,000億円
4	A678804H46	国民負担中	認定無し	鹿児島メガソーラー発電 株式会社	H24. 7. 10	H24. 7. 6	裏口認定	40円	716億円
5	A742058H45	国民負担中	認定無し	パシフィコ・エナジー細 江合同会社	H30. 6. 20	H25. 1. 25	裏口認定	40円	962億円
6	A733544H44	国民負担中	認定無し	大分メガソーラー 合同会社	H28. 12. 26	H24. 12. 18	裏口認定	40円	820億円

上記の1位から6位の合同会社5社は設立日の後に内閣（政府）から特別の配慮を受け、**A**

**の行為**も**Bの行為**も成就しないまま有利な裏口認定日を受けた悪徳特権階級ですから、ちゃんとした業者ではありません。

1位の宇久島みらいエネルギー合同会社は、売電する資格が無いのに、発電を開始すれば、開始後の売電期間20年間で約**4792億円**、を国民は負担することになります。

以下は、鹿児島県 太陽光発電認定事業者 2023年5月31日時点で大出力順にした認定情報です。最右列に**調達期間終了年月**が公表されたので、その20年前に接続されて売電を開始したことが分かりましたから、何か月分を騙し盗られた「買取費用」≡「再エネ賦課金」が正確に分かります。当然、騙し盗った利益は、全額大損させた国民に返済しなければならない。返済させるのが正義の行政です。

鹿児島県 太陽光発電認定事業者 2023年5月31日時点

番号	認定 有無	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の 電話番号	発電設 備 区分	発電出力 (kW)	発電設備の所在地		合計出力 (kW)	新規認定日	運転開始 報告年月	調達期間 終了年月
									代表住所	他の筆				
1	認定 無し	A764671H46	鹿屋大崎ソーラーヒルズ合 同会社	株式会社GF 職務執行者 陶久 晴岳	鹿児島県鹿屋市寿5-11 -3	0994- 45- 6490	太陽光	75640.0	鹿児島県曾於郡大崎町野方 志首木253	667	100003.5	2013/3/15	2020年3月	2040年2月
2	認定 無し	A678804H46	鹿児島メガソーラー発電株 式会社	小谷野 俊秀	鹿児島市鴨池新町1-1	075- 604- 3487	太陽光	70000.0	鹿児島県鹿児島市七ツ島2	0	71622.3	2012/7/6	2013年11月	2033年10月
3	認定 無し	A764615H46	Solariant Por tfolioTwo合同会 社	一般社団法人フロンティア 霧島 職務執行者 三品 貴仙	東京都千代田区丸の内2- 2-1	03- 6206- 3437	太陽光	34000.0	鹿児島県霧島市霧島町大字 永水字トングン3584- 1	205	41296.9	2013/3/15	2017年9月	2037年7月
4	認定 無し	A960440H46	合同会社JREインベスト メント2号	代表社員 一般社団法人サ ポートホールディングスJ REさつま 赤津 忠浩	東京都港区六本木6-2-2 31六本木ヒルズノースタ ワー15階	03- 6455- 4900	太陽光	32000.0	鹿児島県薩摩郡さつま町広 瀬字野下3952-1	70	54234.6	2014/3/31	-	-
5	認定 有り	A937914H46	キナンクリーンエネルギー 株式会社	角口 孝幸	和歌山県新宮市浮島1-2 5	0735- 21- 3800	太陽光	26400.0	鹿児島県垂水市高城字横道 1500	258	33264.0	2014/3/31	-	-
6	認定 有り	A764666H46	九州おひさま発電株式会社	永山 在紀	鹿児島市鴨池新町6-6	099- 230- 7195	太陽光	25000.0	鹿児島県日置市東市来町養 母15449-4	0	28838.7	2013/3/15	2016年7月	2036年6月
7	認定 有り	A730776H46	合同会社ソーラーファーム 南さつま	職務執行者 栗国 正樹	港区虎ノ門3-22-10 -201	03- 6895- 9272	太陽光	24000.0	鹿児島県南さつま市金峰町 池辺字浜崎1-20	167	30738.9	2012/12/4	2019年11月	2039年10月

以下は宮崎県 太陽光発電認定事業者 2023年5月31日時点

宮崎県 太陽光発電認定事業者 2023年5月31日時点

番号	認定 有無	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の 電話番号	発電設 備 区分	発電出力 (kW)	発電設備の所在地		合計出力 (kW)	新規認定日	運転開始 報告年月	調達期間 終了年月
									代表住所	他の筆				
1	認定 無し	A742058H45	パンフィコ・エナジー細江 合同会社	一般社団法人細江ホール ディングス 職務執行者 本郷 雅和	宮崎市大字細江2799番 地の3	03- 4540- 7830	太陽光	63000.0	宮崎県宮崎市細江字勘露事 2799-3 他258筆	0	96219.5	2013/1/25	2018年2月	2038年1月
2	認定 無し	A937931H45	SMFLみらいパートナーズ 株式会社	寺田 達朗	東京都千代田区丸の内1- 3-2	03- 6695- 8190	太陽光	44000.0	宮崎県東臼杵郡門川町大字 庵川角石664	466	47468.9	2014/3/31	2021年5月	2041年4月
3	認定 無し	A764509H45	合同会社有水太陽光発電所	一般社団法人日本エネレ ジー開発 職務執行者 北 川 久芳	東京都千代田区丸の内3- 1-1 東京共同会計事務 所内	03- 3556- 3210	太陽光	33660.0	宮崎県都城市高城町大字有 水字高八重2192-1	148	44001.6	2013/3/11	-	-
4	認定 有り	A916465H45	えびの市浦太陽光発電所合 同会社	合同会社ひなた 職務執行 者 日高 政一	宮崎県えびの市大字小田字 中島575番地3		太陽光	30000.0	宮崎県えびの市大字浦字水 呑365-119	135	44905.7	2014/3/17	2021年3月	2041年1月
5	認定 有り	A937543H45	宮崎亀の甲ソーラー合同会 社	NTTアノードエナジー株 式会社 職務執行者 有江 博和	宮崎県東諸県郡国富町大字 三名字大山谷3357-9	0985- 27- 4100	太陽光	29700.0	宮崎県東諸県郡国富町三名 万歳谷3170他73筆	0	32697.0	2014/3/19	2017年1月	2036年12月
6	認定 有り	A937787H45	日本エコエナジー合同会社	職務執行者 栗国 正樹	港区虎ノ門3丁目2番1 0-201号	03- 4588- 6600	太陽光	25000.0	宮崎県宮崎市田野町字松井 坊乙12394-2	67	34407.0	2014/3/25	2022年7月	2040年8月
7	認定 有り	A938133H45	株式会社Global N ew Energy To go	田中 秀憲	東京都千代田区神田神保町 1-105		太陽光	25000.0	宮崎県日向市東郷町山陰字 コササキ己805-イ	28	30511.4	2014/3/31	2020年2月	2039年12月

以下は、大分県 太陽光発電認定事業者 2023年5月31日時点



番号	認定 有無	設備ID	発電事業者名	代表者名	事業者の住所	事業者の 電話番号	発電設 備 区分	発電出力 (kW)	発電設備の所在地		合計出力 (kW)	新規認定日	運転開始 報告年月	調達期間 終了年月
									代表住所	他の筆				
1	認定 無し	A733544H44	大分メガソーラー合同会社	大分メガソーラー一般社団法人 職務執行者 北川久芳	東京都千代田区丸の内3-1-1	03-5219-8910	太陽光	61000.0	大分県大分市青崎2他15筆	0	82017.5	2012/12/18	2014年3月	2034年2月
2	認定 無し	A796326H44	野津ソーラー合同会社	株式会社ティーティーエス 企画 職務執行者 野見山俊之	福岡県飯塚市有安1039-1	0948-82-4936	太陽光	50000.0	大分県臼杵市野津町大字原字瀬戸川内57	138	65000.0	2013/8/28	-	-
3	認定 無し	A764682H44	LOHAS ECE2合同会社	一般社団法人 ティーダホールディングス4 職務執行者 中村 武	大分県速見郡日出町豊岡778-1		太陽光	44000.0	大分県速見郡日出町大字南畑字大村台915-49	140	53403.6	2013/3/15	2020年5月	2039年9月
4	認定 無し	A764655H44	SGETみやこメガソーラー合同会社	職務執行者 北川 久芳	千代田区丸の内三丁目1番1号	03-6711-9150	太陽光	40260.0	大分県宇佐市大字上矢部字助戸178	203	50016.0	2013/3/15	2019年1月	2038年12月
5	認定 無し	A859492H44	大分日吉原ソーラー株式会社	村上 洋一	大分県大分市大字日吉原3-20	03-3497-3326	太陽光	34000.0	大分県大分市大字日吉原3-19	1	44884.2	2014/2/3	2016年3月	2036年2月
6	認定 無し	A764422H44	別府内成ソーラー発電所管理株式会社	二階堂 裕一	大分県速見郡日出町2849	0977-72-2324	太陽光	32250.0	大分県別府市大字内成字ヒカサコ353	63	33228.8	2013/3/4	2021年10月	2041年9月
7	認定 無し	A744637H44	Oita Solar合同会社	栗国 正樹	東京都港区虎ノ門3-22-10-201	03-6402-5408	太陽光	30006.0	大分県大分市大字今市字石合原1070-1	9	38648.8	2013/2/19	2020年3月	2040年2月

以下は既に売電済の大出力順4社分（売電開始から2024年1月まで）

3位の鹿屋大崎ソーラーヒルズ合同会社は既に195億8333万円の売電収入を得ています。

4位の鹿児島メガソーラー発電株式会社は既に369億9333万円の売電収入を得ています。

5位のパシフィコエナジー細江合同会社は既に288億6000万円の売電収入を得ています。

6位の大分メガソーラー合同会社は既に406億5833万円の売電収入を得ています。

以上売電資格が無い4社だけでの売電額は、**1260億9500万円**でその相当額を国民は、悪徳特権階級の利益のために大損させられています。このままずーと上限が無く続きます。

既に売電済の大出力順4社分(売電開始から2024年1月まで) 作成日2024年2月4日											
所在県	認定ID	再エネ発電事業者名	設立日	認定日	太陽電池合計出力kW	売電単価	20年間の売電総額	1か月の買取額=売電総額/240	売電開始年月(接続年月)	売電開始年月から2023年1月までの月数	2023年1月までの買取総額≒国民負担
鹿児島県	A764671H46	鹿屋大崎ソーラーヒルズ	H26.5.27	H25.3.15	100003.5	40	1000億円	4.1667 億円	2020年2月	47	195.8333 億円
鹿児島県	A678804H46	鹿児島メガソーラー発電株式会社	H24.7.10	H24.7.6	71622.3	40	716億円	2.9833 億円	2013年10月	124	369.9333 億円
宮崎県	A742058H45	パシフィコエナジー細江合同会社	H30.6.20	H25.1.25	96219.5	40	962億円	4.0083 億円	2018年1月	72	288.6000 億円
大分県	A733544H44	大分メガソーラー合同会社	H28.12.26	H24.12.18	82017.5	40	820億円	3.4167 億円	2014年2月	119	406.5833 億円
以上設立日前に内閣から有利な認定日を受けた4社は、40円/kwhで既に売電をしています。累計は1260億9500万円の買取総額となって、国民が負担しています。今後、4社以外にもまだまだ続きます。このような上限が無い国民負担に今後耐えられるでしょうか？豊かな特権階級はより豊かになり普通の国民はより貧しくなる構図が出来上がっています。一部の悪徳業者の利益のために国民は大損をさせられています。											1260.9500 億円

横	A892254H46	今後負担発生	認定無し	SEJ IV合同会社	H30. 1. 15	H26. 3. 12	裏口認定	36円	846億円
---	------------	--------	------	------------	------------	------------	------	-----	-------

上記 2 位の S E J I V 合同会社は、平成 30 年 1 月 15 日に設立された会社ですが、内閣（政府）から特別の配慮を受け、先行投資をしないまま、**告示**<sup>※2</sup>に係る 2 番目に有利な平成 26 年 3 月 12 日に裏口認定日を受けて発電した電気の特定供給者となって、36 円/k w h で、20 年間で発電した電気約 **846 億円**を九電に買取らせて、九電はその買取った分を「再エネ賦課金」として電気代とともに国民に対して強制負担をさせる構図を故意に作っている。

知らない国民は、内閣（政府）から特別の配慮を受けた売電資格が無い特権階級の利益のために、一生懸命に働いて稼いだお金を出さなければならないのでしょうか！？ なぜ黙ってこの状態を受け入れなければならないのでしょうか！？

おそらく我々国民の誰もが、「そんなこと知らなかったから」と仰るでしょう。我々が知らない間に堂々とこのようなことが行われてきたということです。

認定申請時点の内閣（政府の本庁）が、売電資格が無い生まれる前の人格に対し、儲けて売電ができるように予め有利な認定を与えて、現に売電させて儲けさせている構図を作ったのです。